清瀬市女性創業応援施設

MIRETTA 利用規約

第 1 条　目的

本規約は、清瀬市女性創業応援施設「MIRETTA（ミレッタ）」（以下「MIRETTA」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

MIRETTA は、女性の創業及び、自らの経験、技術、アイデアなどを生かして仕事を形にしていく「仕事づくり」を応援する施設です。相談、学び、実践、人や地域とのつながりなどを通じて、創業や仕事づくりに挑戦する機会や選択肢を広げることを目的とします。

第 2 条　運営

MIRETTA は、清瀬市女性創業応援事業として、清瀬市から本事業を受託した特定非営利活動法人キヨセ de プランニング（以下「運営者」といいます。）が運営します。

第 3 条　利用対象者

1. MIRETTA は、清瀬市内に在住、在勤若しくは在学する方、清瀬市内で創業若しくは事業を行う方、又は清瀬市を活動の場として仕事や事業を育てようとする方を主な利用対象とします。

2. MIRETTA は、性別を問わず利用できます。その上で、清瀬市女性創業応援事業として、女性が創業や仕事づくりに挑戦する機会や選択肢を広げることを重視し、女性の利用促進及び利用機会の確保に取り組みます。

3. 講座、イベント、相談、募集その他の事業については、その目的及び内容に応じて、対象者又は優先対象を定める場合があります。

第 4 条　利用資格

MIRETTA を利用する方は、次の条件を満たすものとします。

（1）MIRETTA の目的を理解し、本規約その他運営者が定める利用上のルールを遵守できること。

（2）利用料、販売管理手数料その他利用に伴う費用が発生する場合は、所定の方法及び期日に従って支払うこと。

（3）商品販売、サービス提供、ワークショップ等を行う場合は、その内容に必要な許可、届出、資格、表示その他の法令上の要件を満たしていること。

（4）暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当せず、これらと関係を有していないこと。

（5）法令又は公序良俗に反する活動を目的とした利用でないこと。

（6）宗教活動又は政治活動そのものを主たる目的とした利用でないこと。

（7）他の利用者、来場者、施設職員その他の関係者の安全を害し、又は施設の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

第 5 条　利用内容

MIRETTA では、その目的に沿って、次の利用又は支援を行います。

（1）商品又はサービスの販売・提供及び実践

（2）チャレンジシェルフを利用した商品の展示・販売

（3）創業・仕事づくりに関する相談

（4）ワークショップ、講座、体験会、イベント等の開催

（5）MIRETTA が実施する講座、トーク、セミナー、勉強会等への参加

（6）創業準備、相談、打合せ、事務作業等を目的としたワークスペースの利用

（7）その他、MIRETTA の目的に沿って運営者が実施する創業・仕事づくりに関する支援

第 6 条　利用時間及び休業日

1. MIRETTA の一般開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとします。

2. トライアル出店、期間型ショップその他の商品販売又はサービス提供を伴う利用は、原則として一般開館時間内に行うものとします。

3. 商品販売又は来場者を対象とする有料サービス等を一般開館時間終了後に行う場合は、原則として第 8 条に定める夜間出店の取扱いとします。ただし、ワークスペースを利用した予約制の個別相談その他小規模な利用については、その内容、規模及び利用方法に応じて運営者が適用する利用形態を決定します。

4. ワークスペースその他運営者が認める予約利用については、事前に承認を受けた場合、午後 9 時 30 分まで利用することができます。

5. ワークショップ、イベントその他の利用を午後 6 時以降に実施する場合は、その内容、人数、実施方法等に応じて、運営者が適用する利用形態及び利用条件を決定します。

6. MIRETTA の休業日は、原則として、毎週月曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで、その他施設管理上必要と認める日とします。

7. 前項にかかわらず、月曜日が祝日に当たる場合、イベントの開催その他運営上必要がある場合は、開館することがあります。

8. 施設管理、設備点検、災害その他やむを得ない事情がある場合は、臨時に休館し、又は利用時間を変更することがあります。

第 7 条　利用申込み及び利用の決定

1. 利用を希望する方は、運営者が指定する方法により、希望する利用内容、日時その他必要な事項を申し込むものとします。

2. 申込みをもって予約の確定とはせず、運営者は、利用目的、内容、希望日時、施設・設備の利用状況、安全性その他必要な事項を確認したうえで、利用の可否を決定します。

3. 運営者は、必要に応じて事前相談、面談、商品・サービスの内容が分かる資料、許可証、資格証その他必要な資料の提出を求めることがあります。

4. 運営者が利用を承認し、利用日時その他必要な事項を通知した時点で予約確定とします。

5. 予約確定後に利用日時又は利用内容を変更する場合は、事前に運営者へ申し出るものとします。変更内容によっては、改めて利用の可否を確認することがあります。

6. MIRETTA の目的との著しい不一致、法令上の問題、安全性の確保が困難である場合、必要な資格等が確認できない場合、申込内容に虚偽がある場合その他本規約の利用条件を満たさない場合は、利用を承認しないことがあります。

7. 予約のキャンセルについては、第 17 条の定めによります。

第 8 条　利用料及び支払方法

1. 利用料は、次のとおりとします。

利用形態	利用期間	利用料
トライアル出店	1 日（10:00〜18:00）	3,000 円
期間型ショップ	1 週間	10,000 円
期間型ショップ	2 週間	18,000 円
期間型ショップ	1 か月	20,000 円
マルシェ	5 時間	5,000 円
チャレンジシェルフ（小）	1 か月	1,000 円
チャレンジシェルフ（大）	1 か月	1,500 円
ワークスペース	1 時間	500 円
夜間出店	1 日（18:00〜21:30）	1,000 円

2. トライアル出店、期間型ショップ、マルシェ、チャレンジシェルフ及び夜間出店の利用料は、原則として利用開始前に支払うものとします。支払期限は、利用確定時に運営者から通知します。

3. ワークスペースの時間利用については、原則として利用当日に支払うものとします。

4. 利用料は、現金、キャッシュレス決済その他運営者が指定する方法により支払うものとします。

5. 本規約に定める利用料は、すべて消費税及び地方消費税を含む金額とします。

6. ワークスペースを創業準備、企画、事務作業、打合せその他利用者自身の仕事のために利用する場合は、利用料のみとします。

7. 夜間出店は、午後 6 時から午後 9 時 30 分までの利用とします。夜間出店は単独で利用するほか、トライアル出店、期間型ショップその他運営者が認める利用形態に追加して利用することができます。夜間出店を希望する場合は、利用申込み時又は利用日の前日までにその旨を申し出るものとします。利用料は、夜間出店を行う日 1 日につき 1,000 円とし、他の利用形態に追加する場合も同額を加算します。夜間出店において商品販売又は有料サービス等を行う場合は、第 9 条に定める販売管理手数料を適用します。夜間出店の利用時間には、会計処理、片付け及び退出に必要な時間を含み、午後 9 時 30 分までに利用を終了するものとします。

8. 期間型ショップの利用開始日は、原則として火曜日とします。

9. チャレンジシェルフの利用期間は、商品の入替日その他運営上必要な日程を考慮し、運営者が月ごとに定める期間とします。

10. 第 18 条に定める場合を除き、期間型ショップ及びチャレンジシェルフの利用期間には通常の休業日を含み、通常の休業日を理由とする利用期間の延長又は利用料の日割りによる返金は行いません。

第 8 条の 2　マルシェ利用

1. マルシェとは、複数の出店者が参加し、商品販売、サービス提供、ワークショップ、体験その他の活動を一つの企画として行う利用形態をいいます。

2. マルシェは、原則として、主催者又は代表者が一括して利用申込みを行い、利用料 5,000 円は主催者又は代表者が一括して支払うものとします。参加する各出店者に対して、マルシェの利用料を別途課しません。

3. マルシェに参加する各出店者が商品を販売し、又はサービス、ワークショップその他の役務を有料で提供する場合は、それぞれの売上額について第 9 条の販売管理手数料を適用します。各出店者は、商品販売、サービス提供、安全管理その他その活動に関係する本規約の規定を遵守するものとします。

4. マルシェの利用時間は、原則として一般開館時間内の 5 時間とし、設営及び撤収に必要な時間については、事前に運営者と調整するものとします。午後 6 時以降の実施を希望する場合は、事前に運営者と協議し、利用時間、利用料その他必要な条件を定めるものとします。

第 8 条の 3　トライアル出店・期間型ショップの共同利用

1. トライアル出店及び期間型ショップは、運営者が事前に承認した場合、原則として 2 事業者まで共同で利用することができます。

2. 共同利用を希望する場合は、代表者を定めて一括して利用申込みを行い、利用料は当該利用形態の 1 利用分を代表者が一括して支払うものとします。共同利用を理由とする追加の利用料は発生しません。

3. 共同利用者は、申込み時に参加するすべての事業者を届け出るものとします。商品販売又は有料サービス等を行った場合の販売管理手数料は、各事業者の売上額に対してそれぞれ適用します。

4. 共同利用者は、それぞれ本規約を遵守するものとします。共同利用の規模、内容又は実施方法が第 8 条の 2 に定めるマルシェに相当すると運営者が判断した場合は、マルシェ利用として取り扱うことがあります。

第 9 条　販売管理手数料

1. MIRETTA において、商品を販売し、又はサービス、ワークショップその他の役務を有料で提供する場合は、利用料に加えて、MIRETTA の共通レジに記録された税込売上額の 10%を販売管理手数料として申し受けます。
2. 創業準備、事務作業、企画、打合せその他利用者自身の仕事を行うためにワークスペースを利用する場合は、販売管理手数料は発生しません。
3. 販売管理手数料の算定基準となる売上額は、MIRETTA の共通レジに記録された税込売上額とします。

第 10 条　販売、会計及び売上金の精算

1. MIRETTA における商品販売及び有料サービス等の会計は、原則として MIRETTA が設置する共通レジを使用し、現金又は運営者が指定するキャッシュレス決済で行います。MIRETTA 内での販売・提供に係る代金について、外部 EC サイトその他 MIRETTA の共通レジを介さない方法のみで決済することはできません。
2. トライアル出店、期間型ショップ及び夜間出店では、原則として利用者自身が販売、サービス提供及び来場者への対応を行い、無人販売は行いません。マルシェでは、原則として各出店者が自身の商品販売、サービス提供及び来場者への対応を行います。売上は MIRETTA の共通レジにより一括管理します。
3. 夜間出店その他一般開館時間終了後の承認された利用において、利用者が共通レジを使用した場合は、利用終了時に運営者が別途定める方法により、利用者がレジ締めその他必要な終了処理を行うものとします。

4. チャレンジシェルフの商品は、原則として MIRETTA の一般開館時間（午前 10 時から午後 6 時まで）に、運営者が会計及び商品の引渡しを行います。休業日、臨時休館日その他運営者が販売対応できない時間は、商品の販売を行いません。
5. 運営者は、共通レジに記録された税込売上額から販売管理手数料 10%を控除し、残額を利用者に精算します。
6. 運営者が指定するキャッシュレス決済にかかる決済手数料は、販売管理手数料に含むものとし、利用者から別途徴収しません。

7. 売上金の精算は、利用終了後、売上内容を確認のうえ速やかに行うものとし、原則として 7 日程度を目安とします。期間型ショップ、チャレンジシェルフその他継続的な利用については、利用期間終了後に精算します。

8. 売上金は、原則として利用者が指定する金融機関口座への振込みにより精算します。振込手数料は利用者の負担とし、精算額から控除します。

9. 前項にかかわらず、精算額その他の事情により運営者が適当と認めた場合は、MIRETTA において現金で精算することがあります。

10. 商品販売を行う利用者は、販売開始前に、商品名、数量、販売価格その他共通レジへの登録及び売上管理に必要な事項を記載した商品登録・納品書その他運営者が指定する書類を提出するものとします。利用期間中に商品を追加又は変更する場合も同様とします。食品については、消費期限又は賞味期限、保存方法その他運営者が必要とする事項をあわせて記載するものとします。有料サービス等を提供する利用者は、価格その他会計に必要な情報を事前に届け出るものとします。

11. 返品、返金、決済取消し等により売上額に変更が生じた場合は、変更後の売上額を精算の基準とします。

第 11 条　商品販売及びサービス提供

1. 利用者は、商品販売又はサービス等の提供にあたり、関係法令を遵守し、必要な許可、届出、資格、表示その他の要件を自ら確認し、満たすものとします。

2. 運営者は、安全な施設運営及び法令遵守のため、商品又はサービスの内容、価格、提供方法、資格等を確認し、必要な資料の提出を求めることがあります。

3. 申込み時に届け出た商品又はサービスの内容を大きく変更する場合は、事前に運営者へ申し出るものとします。

第 12 条　食品の販売

1. MIRETTA において食品を販売する場合は、食品衛生法その他の関係法令を遵守するものとします。

2. 販売する食品は、関係法令に基づき適切な施設で製造され、販売に必要な営業許可、営業届出、食品表示その他の要件を満たしているものに限ります。必要な手続きは、取扱う食品及び販売方法に応じて利用者が確認するものとします。

3. MIRETTA で販売できる食品は、適切に包装・食品表示され、常温で適切に保存・販売できる食品を原則とします。MIRETTA には冷蔵・冷凍設備がないため、要冷蔵又は要冷凍の食品は販売できません。

4. 利用者は、販売する食品の内容、製造者、製造場所、必要な営業許可・営業届出等の状況、保存方法、消費期限又は賞味期限、食品表示及びアレルギー表示その他運営者が確認に必要とする情報を事前に提示するものとします。運営者は、必要に応じて営業許可証その他の資料の提出を求めることがあります。

5. MIRETTA 施設内では、食品の調理、加工、加熱及び温め直しを行うことはできません。小分け又は盛付け等についても原則として行うことはできません。

6. 試食・試飲を希望する場合は、事前に運営者へ申し出て承認を受け、手洗い、器具の取扱いその他運営者が定める衛生上の条件に従うものとします。

7. 食品の保管及び販売にあたっては、当該食品に定められた保存方法及び衛生管理を遵守するものとします。

8. 食品の安全上の問題、表示の誤り、製造者による回収その他販売を継続することが適切でない事情が判明した場合は、利用者は直ちに運営者へ報告し、販売停止、回収その他必要な対応を行うものとします。

9. 運営者は、食品の安全性、表示、保存方法その他衛生管理上必要な事項を確認し、安全な販売が困難であると判断した場合は、販売を認めず、又は販売の中止を求めることがあります。

第 13 条　施術、美容・健康関連サービス等

1. 施術、美容、健康その他身体に接触し、又は身体への作用を伴うサービスを提供する場合は、利用申込み時にその内容を届け出るものとします。

2. 資格、免許、届出等が必要な場合は、その要件を満たしていることを確認できる資料の提出を求めることがあります。

3. 運営者は、サービス内容、使用する機器・器具、衛生管理、安全対策、施設設備への影響等を確認し、施設内で実施できる範囲を決定します。

4. 安全性の確保が困難な場合、施設設備上対応できない場合又は関係法令上問題がある場合は、当該サービスを提供することはできません。

第 14 条　商品・サービスに関する責任

1. 利用者が販売又は提供する商品・サービスの品質、内容及び安全性については、当該利用者が適切に管理するものとします。

2. 返品、交換、苦情、事故その他の問題が生じた場合は、利用者は速やかに運営者へ報告し、必要な情報を共有したうえで適切に対応するものとします。

3. 運営者に原因がある場合を除き、商品又はサービスそのものに関する利用者と顧客との間の問題については、原則として当該利用者が対応するものとします。

第 15 条　ワークショップ・イベント等の実施

1. 利用者は、MIRETTA の目的に沿ったワークショップ、講座、体験会、イベント等を開催することができます。

2. ワークショップ、講座、体験会、イベント等は、トライアル出店、期間型ショップ、マルシェ、ワークスペースその他承認された利用形態における事業活動の一部として実施することができます。この場合、当該活動を行うことのみを理由として、別途利用料は発生しません。

3. ワークショップ、講座、体験会、イベント等のみを目的として利用する場合は、その内容、人数、時間等に応じて、運営者が適用する利用形態を決定します。

4. 開催にあたっては、企画内容、日時、参加予定人数、参加費、使用設備等を事前に届け出るものとします。

5. 参加費その他の対価を受け取る場合は、第 9 条の販売管理手数料の対象とします。

6. 利用者は、参加者の受付、企画の進行及び必要な安全管理を行うものとします。

7. 施設内では火気を使用することはできません。

8. 大きな音、強いにおいその他、施設又は他の利用者に影響を及ぼすおそれのある行為については、事前に運営者の確認を受けるものとします。

第 16 条　ワークスペースの利用

1. 利用者は、創業準備、企画、事務作業、打合せその他仕事を進めるため、MIRETTA のワークスペースを利用できます。

2. ワークスペースにおいて顧客に商品を販売し、又は有料サービス等を提供する場合は、利用料に加えて第 9 条の販売管理手数料が発生します。

3. ワークスペースにおいて商品販売、有料サービス、ワークショップその他来場者を対象とする事業活動を行う場合は、その内容、規模、利用時間等に応じて、運営者がワークスペース、夜間出店その他適切な利用形態を決定します。

第 16 条の 2　利用時の共通事項

1. 利用者は、すべての利用形態において、運営者が承認したスペース、日時及び目的の範囲内で利用するものとします。

2. 利用者は、運営者の承認なく、利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

3. 利用者は、各日の利用終了時に、使用した設備・備品を所定の状態に戻し、利用場所を整理したうえで退出するものとします。

4. 商品の搬入、設営、撤収その他利用の前後に必要な作業時間については、運営者と事前に調整するものとします。午後 6 時以降に商品販売又は有料サービス等を行わず、運営者が認めた範囲で撤収その他の終了作業のみを行う場合は、夜間出店として取り扱いません。

第 17 条　利用の変更及びキャンセル

1. 利用者都合によるキャンセル料は、利用形態及び予約枠への影響に応じて次のとおりとします。

2. 他の利用形態に追加した夜間出店のみを取り消す場合も、夜間出店のキャンセル条件を適用します。

3. 他の利用形態と夜間出店をあわせて取り消す場合は、それぞれの利用形態に定めるキャンセル条件を適用します。

利用形態	キャンセル料なし	利用料の 50%	利用料の 100%
トライアル出店	7 日前まで	6 日前～前日	当日・無断キャンセル
夜間出店	7 日前まで	6 日前～前日	当日・無断キャンセル
マルシェ	30 日前まで	29 日前～14 日前	13 日前以降
期間型ショップ（1 週間・2 週間）	14 日前まで	13 日前～7 日前	6 日前以降
期間型ショップ（1 か月）・チャレンジシェルフ	30 日前まで	29 日前～14 日前	13 日前以降
ワークスペースの時間利用	7 日前まで	6 日前～前日	当日・無断キャンセル

4. キャンセル料が発生した場合は、利用者は、運営者が指定する方法及び期日までにこれを支払うものとします。

5. 利用開始後に利用者都合で利用を中止した場合は、原則として利用料を返金しません。

6. 運営者が日程変更を承認し、他の日程へ振り替えられる場合は、キャンセルとして取り扱わないことがあります。

7. 個別のイベント等について募集要項に別途キャンセル条件を定めた場合は、その条件を優先します。

8. 事前に支払われた利用料についてキャンセル料が発生する場合は、キャンセル料その他必要な費用を控除した残額を返金します。

第 18 条　運営者の都合等による利用中止

災害、事故、設備の不具合、運営者又は施設管理上の事情その他利用者の責めによらない事情により利用できなくなった場合は、利用日の変更、利用料の返金その他適切な対応を行います。

第 19 条　利用承認の取消し及び利用停止

運営者は、本規約違反、申込内容の虚偽、必要な資格等の欠如、安全・衛生上の問題、他者への重大な迷惑行為、法令違反その他利用条件を満たさないことが判明した場合、利用承認を取り消し、利用内容の変更又は利用停止を求めることがあります。

第 20 条　禁止事項

利用者は、次の行為を行ってはなりません。

（1）法令又は公序良俗に反する行為

（2）暴力、脅迫、威圧、差別的言動その他他者の安全又は尊厳を害する行為

（3）他の利用者等の活動を妨害する行為

（4）承認を受けていない商品・サービスの販売又は提供

（5）施設内で食品を調理、加工、加熱又は温め直しする行為

（6）運営者の事前承認なく、食品の小分け若しくは盛付け又は試食若しくは試飲を行う行為

（7）火気を使用する行為

（8）施設・設備等を許可なく移動、改変又は持ち出す行為

（9）運営者の承認なく、利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸する行為

（10）承認された利用内容と異なる勧誘・営業活動

（11）第三者の個人情報、写真等を本人の同意なく不適切に取得又は利用する行為

（12）その他施設の安全又は円滑な運営に著しい支障を及ぼす行為

第 21 条　施設、設備及び備品

利用者の故意又は過失により施設、設備又は備品を破損、汚損若しくは紛失した場合、運営者は、その責任の程度に応じ、修理又は原状回復に必要な費用の負担を求めることがあります。

第 22 条　商品・私物等の管理

1. 利用者は、MIRETTA に持ち込む商品、作品、機材、貴重品その他の物品について、自らの責任において適切に管理するものとします。

2. チャレンジシェルフその他運営者が認めた利用については、利用者は、承認された期間及び場所に商品を置くことができます。商品の品質、状態、消費期限・賞味期限その他商品自体の管理については、原則として利用者が責任を負うものとします。商品の納品数、販売数等については、利用者と運営者が所定の方法により確認します。

3. 利用者が商品を運営者に預けて販売又は保管を行う場合は、第 10 条に定める商品登録・納品書等に基づき、利用者と運営者が納品数その他必要な事項を確認するものとします。

4. 盗難、紛失、破損その他の損害について、運営者は、運営者の故意又は過失による場合を除き、責任を負いません。

第 23 条　事故及び損害

1. 事故、けがその他のトラブルが発生した場合、利用者は速やかに運営者へ報告するものとします。

2. 利用者又は運営者の故意若しくは過失によって損害が生じた場合は、その原因及び責任の範囲に応じて対応します。

3. 利用者は、利用内容に応じて必要な衛生管理、事故防止その他の安全対策を講じるものとします。運営者は、安全確保のため必要があると認める場合、利用者に対し必要な対策、資料の提出その他の措置を求めることができます。

第 24 条　写真・動画等の撮影及び広報利用

1. 運営者は、MIRETTA の活動の記録及び広報を目的として、施設内の様子、イベント、商品、作品、活動等の写真・動画を撮影することがあります。

2. 個人を特定できる状態で写真・動画等を広報に使用する場合は、原則として本人の同意を得ます。撮影又は掲載を希望しない方については、その意思を尊重し、撮影方法等に配慮します。

3. 運営者は、利用者の商品、作品、活動等を広報で紹介するため、利用者から提供された写真、文章その他の素材を、必要に応じて本人の同意を得たうえで使用することがあります。

4. 前項による素材の提供又は使用によって、当該素材に関する著作権その他の権利が運営者に移転するものではありません。

第 25 条　利用者による撮影

利用者が第三者を個人が特定できる状態で撮影又は公開する場合は、本人の同意を得るものとし、プライバシー、著作権、肖像その他の権利を侵害しないものとします。

第 26 条　個人情報

1. 運営者は、利用申込み、相談、イベント参加、問い合わせ等により取得した個人情報を、MIRETTA の運営、利用管理、連絡及び事業実施等に必要な範囲で利用します。

2. 詳細は、別途定めるプライバシーポリシーによります。

3. 利用者が自らの事業、ワークショップ又はイベント等において参加者その他第三者の個人情報を取得する場合は、利用目的を明らかにし、関係法令に従って適切に管理するものとします。

第 27 条　知的財産権

利用者が MIRETTA の利用を通じて制作又は発表した商品、作品、文章、写真、デザインその他の成果物に関する権利は、法令又は別途の合意により異なる場合を除き、当該利用者その他正当な権利者に帰属します。

MIRETTA を利用したことのみを理由として、これらの権利が清瀬市又は運営者へ移転することはありません。

第 28 条　相談内容等の取扱い

1. 運営者は、創業相談その他 MIRETTA の利用を通じて知り得た非公開の事業情報、事業計画その他の情報を適切に取り扱います。

2. 法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者へ開示することを原則として行いません。

3. 専門機関等との連携が必要な場合は、原則として本人の意向を確認したうえで必要な範囲の情報を共有します。

第 29 条　災害・緊急時

1. 災害、火災、事故その他の緊急事態が発生した場合、利用者は、施設管理者、施設職員その他関係者の指示に従い、安全確保及び避難に協力するものとします。

2. ワークショップ・イベント等の主催者は、施設管理者、施設職員その他関係者の指示に従い、参加者の安全確認及び避難誘導等に努めるものとします。

第 30 条　臨時休館及び利用制限

自然災害、設備故障、停電、施設の点検・修繕、清瀬市又は施設管理者からの指示その他安全確保又は施設管理上やむを得ない事情がある場合、MIRETTA の全部又は一部を臨時休館し、利用時間を変更し、又は利用を制限することがあります。

第 31 条　規約の変更

1. 運営者は、運営状況、利用状況、法令改正その他必要な事情に応じて本規約を変更することがあります。

2. 変更する場合は、変更内容及び適用開始日を、原則として適用開始前に MIRETTA 公式ウェブサイトその他適切な方法で周知します。

3. 既に利用が確定している利用について利用者に不利益となる重要な変更を行う場合は、その取扱いを個別に案内します。

第 32 条　規約に定めのない事項

本規約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、MIRETTA の目的、関係法令、施設管理上の条件等を踏まえ、必要に応じて運営者と利用者が協議のうえ対応します。

第 33 条　施行

本規約は、令和 8 年（2026 年）10 月 3 日から施行します。

運営：特定非営利活動法人キヨセ de プランニング